

# 揃っていませんか？

## 確定申告書類



平成15年分の所得税（住民税・個人事業税）の確定申告受付は2月16日（月）から始まります。申告書は「確定申告の手引き」を参考に自分で書いて早めに提出しましょう。

詳しくは、北税務署(☎011 - 707 - 5111)  
または、税務課税務係(☎3 - 2332)へ。

※各税の申告期間などは、4ページをご覧ください

### 確定申告はなぜ必要？

私たちが納めている税金には、さまざまな種類がありますが、中でも、所得税や住民税は、個々の所得金額に応じて課税されるため、ご自分の所得金額を正しく把握し申告する必要があります。

2月は確定申告が始まる月です。確定申告は、1年間（1月1日から12月31日）の収入やさまざまな控除金額を確定し、正しい所得税を納めるための手続きのことです。

あとから、申告漏れがあった、還付手続きが必要になったなど、面倒な手続きをしないために、この機会に、申告内容をよく見直しておきましょう。

### サラリーマンも申告が必要なの？

一般のサラリーマン（給与所得者）は、すでに会社の年末調整で清算が終わっていますが、医療費控除や1年目の住宅借入金等特別控除、扶養人数が増えた方などは、確定申告をしないと、税金の還付を受けることができません。詳しくは、広報1月号に掲載しています。

また次に該当する方は確定申告が必要になります。

- ◆年間の給与収入金額が2,000万円以上ある。
- ◆給与所得以外の収入合計金額が20万円を超えている。
- ◆2力所以上から給与を受け、年末調整を受けなかった収入金額が20万円を超えている。
- ◆年の途中で退職し、ほかの会社に就職しなかった方。（確定申告するとほとんどの場合所得税が還付されます）—— など。

### そのほかに確定申告が必要な方は？

- 1 事業所得や不動産所得がある個人事業を行っている方。
- 2 同族会社の役員やその親族で、その会社から給与のほかに貸付金の利子や建物の賃貸料などの支払いを受けている方。

3 退職所得がある方は、ほとんどの場合確定申告の必要があります。ただし、次の場合に申告が必要となります。

❏ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しないで退職金から20%の源泉徴収された方で、正規の税額よりも源泉徴収額が少なかった方。

4 生命保険金などの一時所得がある方や年金収入の方でも、申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかは、個人により異なりますので、詳しくは税務課に問い合わせください。

### 収入金額・所得金額 なにが違うの？

❖ 「収入金額」ってなに？  
事業を営んでいる場合の売上金額や給与・年金の総収入額を、「収入金額」といいます。

❖ 「所得金額」はなに？  
その年の収入金額からその収入を得るためにかかった「必要経費」を差し引いた後の金額が「所得金額」になります。

❖ 必要経費とは？

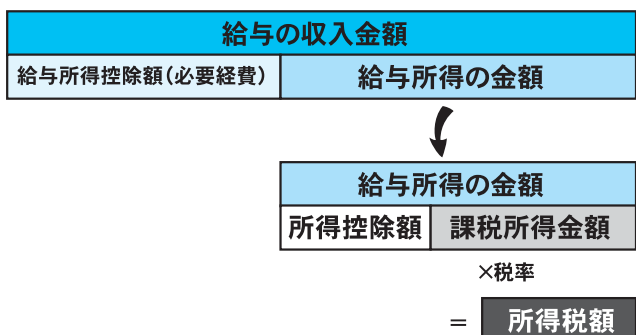
❖ 事業を営んでいる方の場合は、経営するために直接必要となった費用  
❖ 給与や年金収入の方は、必要経費

の算出が困難なので収入金額に際した「給与所得控除」「公的年金等控除」が行われます。

### 「所得控除」にはどんな種類があるの？

「所得控除」は所得税法で決められています。要件に当てはまる場合は、所得金額から該当する所得控除を差し引くことができます。税金は、その残りの金額を基に計算されています。控除の種類については、表のとおりで、このほかにも雑損控除、小規模企業共済等掛金控除などがあります。

### ❖ 所得税課税の仕組み ❖



### 確定申告に用意するものは？

- ❏ 必要な書類
- ❏ 確定申告書
- ❏ 源泉徴収票(給与所得や公的年金)など所得明細のわかるもの
- ❏ 印鑑
- ❏ 銀行など本人名義の預金口座がわかるもの
- ❏ 生命保険料・損害保険料控除証明書

書(保険会社が発行するもの)  
 ❏ 社会保険料などの領収書  
 ❏ 障害者手帳など  
 ❏ 医療費控除に関する書類(領収書など)  
 ❏ 住宅取得控除に関する書類

※確定申告は、個人により申告内容や必要書類が異なります。十分な確認が必要です。

種類	控除の内容
医療費控除	本人や扶養している家族の為に医療費(交通費なども含む)を支払った場合(補てんされた金額を除いた費用のうち、10万円か所得の5%を超えた額)
社会保険料控除	本人や扶養している家族の国民健康保険料や社会保険料など全額を控除
生命保険料控除	一般の生命保険料、個人年金保険料を支払った金額に応じた計算式により控除(それぞれ最高5万円)
損害保険料控除	住宅用家屋、動産などの火災保険料、損害保険料を支払った金額に応じた計算式により控除(最高1万5千円)
寄附金控除	社会福祉協議会などの特定寄附金を支払った場合
障害者控除	本人、扶養親族が障害者の場合1人に付き27万円(特別障害者は40万円)控除
老年者控除	本人が65歳以上で所得が1,000万円以下の場合、50万円控除
寡婦(夫)控除	本人が老年者でなく、配偶者と死別、離婚して一定要件に該当する場合に所得金額500万円以下で27万円(特別寡婦は35万円)控除
勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定金額以下の場合
配偶者控除	控除対象の配偶者がいる場合で一定の要件を満たす場合に38万円控除
配偶者特別控除	本人の所得が1,000万円以下で、配偶者の所得が76万円未満(38万円の場合を除く)の場合に所定の金額を控除
扶養控除	所得が一定金額以下の親族の場合(年齢により特定扶養、老人扶養控除あり)
基礎控除	本人の控除(38万円)

## 受付期間内に申告を済ませましょう

申告期限が間近になると、税務署は大変混雑し長時間お待ちいただく場合がありますので、申告書の提出は早めに済ませましょう。(申告書は札幌北税務署へ郵送でも提出できます。)

なお、税務署では、確定申告などをご自分で作成・提出していただく「自書申告」をお願いしています。申告書などの正しい書き方を指導する「自書作成コーナー」を設置し、記載方法のアドバイスを行っています。できるだけご自分で書いていただくことにご協力をお願いします。

このほか、あらかじめ税務署から申告書・納付書が送付されている方は、次の点に注意願います。

- ❶ 送付された申告書・納付書を使用してください。
- ❷ 複写式の申告書は、ボールペンで強くはっきりと書き、切り離さずに提出してください。
- ❸ 書き損じの申告書は捨てずに、書き直した申告書に添付してください。

### 各税の確定申告受付期間

種類	受付期間	受付場所
所得税(15年分)	2月16日(月)～3月15日(月) 3月3日(水)～5日(金)は西当別コミセンでも受け付けます。この期間中の役場の受け付け窓口は税務課窓口です。	札幌北税務署または、役場大会議室
贈与税(15年分)	2月2日(月)～3月15日(月)	札幌北税務署
個人事業者の消費税・地方消費税	3月31日(水)まで	札幌北税務署

土・日・祝日は受け付けを行っていません。

ただし、2月22日(日)・29日(日)は税務署で受け付けを行います。

#### 札幌国税局のホームページで 申告書等の作成ができます

HPアドレス <http://www.sapporo.nta.go.jp>

「所得税の確定申告書作成コーナー」

「譲渡所得の内訳書[土地・建物用]作成コーナー」

を利用ください。

#### 申告書等記載指導を行います

日時 2月13日(金)

10時～12時、13時～16時

会場 役場第二庁舎(役場西隣)

詳細 札幌北税務署(☎011-707-5111)

#### 税に関する電話相談室を開設しています

税務相談室札幌北分室(☎011-707-9111)

3月31日まで

## 軽自動車の廃車手続きをお忘れなく



軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。使用していない軽自動車を所有の方は、3月31日までに廃車手続きを済ませてください。

なお、軽自動車税は「月割課税」ではありません。手続きを忘れると1年分の税金を納めなければなりませんので、ご注意ください。詳細 税務課税務係(☎3-2332)

### 廃車の手続き窓口

軽自動車の種類	廃車手続き先
原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車	役場税務課税務係
軽4輪・バイク(126cc～250cc)	札幌地区軽自動車協会(札幌市北区新川5条20丁目・☎011-768-3955)
バイク(251cc以上)	札幌地区自家用自動車協会(札幌市東区北30条東1丁目・☎011-721-8201)
大型トラクター	北海道運輸局札幌運輸支局(札幌市東区北28条東1丁目・☎011-731-7165)